

## 第5次食育推進基本計画骨子（案）に対する意見募集の結果概要

○合計 144 件の個人または団体から御意見をいただきました。

○いただいた御意見とその御意見に対する考え方は以下のとおりです。なお、御意見を内容別にまとめているため合計件数と一致しません。

○なお、今回の意見募集とは関係しない御意見を 12 件いただいており、回答はいたしません。今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
<b>第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針</b>		
1	<p>・食育の取組が食料安全保障や持続可能な生産・消費の実現にどのように寄与するか整理してほしい。</p>	<p>食料安全保障や持続可能な生産・消費の実現に対して、生産現場等に対する消費者の関心や理解を深め、行動変容を促すことが必要となり、農林漁業体験の機会等、生産現場の理解等につながる取組の推進を図ってまいります。この旨は、第1、重点事項「(3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大」等において、記載しています。</p>
2	<p>・食育によって、地域の活性化や食料自給率の向上につながると考える。また、美味しく食べるには、笑顔と会話のある食卓。安心出来る食材、環境が必要であり、地球を大切にする一歩にもつながると考える。</p>	<p>食育の取組は、国民の健全な食生活の実現のみではなく、その実現を支える地域社会の活性化や環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保等に寄与するよう、推進してまいります。また、共食等を推進することにより、食の楽しさの実感につながるほか、食品の安全性の確保に関する取組も食育と連携しながら推進してまいります。</p>
3	<p>・朝食欠食や栄養バランスの偏りといった課題に対する背景要因や、どのような施策が実施するのか示されておらず、施策の妥当性や実効性を判断することが難しい。</p>	<p>第5次食育推進基本計画は、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れなどの課題等を踏まえて、食育に関する施策の総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を示しております。</p> <p>また、効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的に把握できるようにするため、目標や指標、目標値を設定しており、食育推進評価専門委員会での議論等を踏まえ、国民の分かりやすさや第4次食育推進基本計画からの継続性等の観点から、主体別に、個人目標と地域目標に整理しており、その評価等も適切に実施してまいります。</p>
4	<p>・食育の推進の目的から、関係性や波及効果が読み取りにくい施策が含まれていると感じる。</p>	<p>食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、整理されており、食育基本法の前文において、「健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生と交流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に寄与することが期待されている」と規定されており、食育の推進によって、これらに寄</p>

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
		与することを目指しております。
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食にかかわる作り手、食べ手、運び手から構成される食農システムの全体など、構造的視点をより強く意識することが必要。</li> </ul>	<p>食育の推進により、農林漁業等への理解や関心を深めることも重要であり、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環を理解する機会を提供するなどの施策を講じてまいります。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食農漁業教育を食育の基本的なスタンスとすること</li> </ul>	<p>第5次食育推進基本計画において、特に取り組むべき重点事項である「学校等での食や農に関する学びの充実」において、「農林漁業教育」（食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育）の実践等を位置づけております。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2ページ目「基本的な方針」（3）に『『国産国消』を通じて食料供給の安定化を図りながら』等の文言を追加すること。</li> </ul>	<p>食料・農業・農村基本法において、食料の安定供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本として、これと併せて安定的な輸入や備蓄の確保を図ることによって行う必要があること、また、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされております。食育の推進により、消費者の理解醸成や行動変容を促すことが重要であり、重点事項等においてもその旨を位置付けております。</p>
第2 食育の推進の目標に関する事項		
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PDCA サイクルの実効性を向上させるため、指標の達成状況と施策効果や健康状態に関する指標等との関係性を整理してほしい。</li> <li>・指標は、主観的なものが多いが、購買データや健康データ、学校等での現場で計測されている数値を反映してはどうか。</li> <li>・国や自治体の環境整備努力を直接問う構造的KPIを導入すべき。</li> <li>・本計画が実効性を伴うものとなるよう、評価指標や進捗管理の在り方についても、国民に分かりやすい形で示してほしい。</li> </ul> <p>など（同旨約10件）</p>	<p>目標については、食育推進評価専門委員会での議論等を踏まえ、国民の分かりやすさや第4次食育推進基本計画からの継続性等の観点から、主体別に、個人目標と地域目標に整理しています。</p> <p>また、少なくとも年に1回、目標の達成状況の調査・公表を行い、有識者の意見も踏まえながら、PDCAサイクルによる施策の改善・見直しを実施することとしており、御意見も参考に、取り組んでまいります</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進の長期的な目標の設定が必要ではないか。</li> </ul>	<p>第5次食育推進基本計画において設定した目標の達成が図られるよう、基本計画に基づく取組を推進するものとしており、基本計画は令和8年度からおおむね5年間を計画期間としていることから、関連する他の計画等で目標設定されている指標等以外については、基本計画の計画期間内を目標としております。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業体験に関する目標は個人目標よりも、地域や学校等と連携して機会を増やすべきであるため、地域目標の方がよいのではないか。</li> </ul>	<p>第5次食育推進基本計画における目標は取組主体別に、個人目標と地域目標に分類して設定しております。農林漁業体験の実施に向けては受け入れ側等の地域等と連携することが</p>

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
		重要となりますが、農林漁業体験を経験することを実践するのは国民一人一人であるため、個人目標に整理しております。
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5次計画では、計画期間中に達成すべき栄養教諭の配置率の具体的数値目標を設定すべき。あわせて、給食管理業務と食育指導の分業体制の整備や、1校あたりの配置基準の検討など、配置数だけでなく教育の質を担保するための条件整備についても言及すべきではないか。</li> </ul>	<p>栄養教諭は、栄養に関する専門性を活かし、学校における食育の中核的な役割を担う職であるため、各学校への配置が望ましいと考えておりますが、給食の実施有無など各地域の状況は様々であるため、現時点において必置とすることは難しいことや、教職員定数の基準を踏まえどの教職員をどのように配置するかは、任命権者である各都道府県・指定都市教育委員会が、地域の実情をふまえて判断する権限を有するものであることから、配置率に関する具体的な数値目標は設定しておりません。</p> <p>なお、栄養教諭は給食管理と食に関する指導を一体的に行うことをその職務としており、分業体制の構築については検討しておりませんが、栄養教諭がその専門性を十分に発揮できるよう、教育委員会等に対して引き続き、働きかけてまいります。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食における地場産物の活用に関して、給食食材の地域調達率 50%以上を目標とすること。</li> <li>地域循環型食材の学校給食への導入を国として数値目標を伴い推進することを位置付けてほしい。</li> </ul>	第5次食育推進基本計画において、都道府県それぞれの取組を促す観点からも、「学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和7年度（2025年度）から維持・向上した都道府県の割合）」を目標設定しており、本目標の達成に向けて、推進を図ってまいります。
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>5ページ目「2. 食育の推進に当たっての目標（2）」において、「地場産物」と「国産」の記載順を入れ替え、両者を同等に扱うこと。</li> </ul>	第5次食育推進基本計画において、取組主体別に個人目標と地域目標に分類していますが、全ての目標は同じ扱いとしております。学校給食に関しては、都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合等も考慮して、地場産物とともに国産食材の使用に関しても目標を設定しております。
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食における有機農産物の活用に関する目標を設定すべき。</li> </ul> <p>など（同旨約20件）</p>	学校給食における有機農産物の活用については、活用に係るコストや、生産量の確保等の問題があり、現状、学校給食において有機農産物の活用が困難な自治体も少なからずあること、また、調査に係る学校現場の事務負担等も考慮する必要があることから、現時点で数値目標を設定することは難しく、慎重に検討する必要があると考えております。
第3 食育の総合的な促進に関する事項		
1. 家庭における食育の推進		
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育推進基本計画では、「一緒に会話を楽しみながら食事をする」ことの重要性を取り上げてほしい。</li> <li>共食は、多様なライフスタイルを考慮して、オ</li> </ul>	共食は、コミュニケーションを図りながら、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え、習得する機会にもつながるため、家庭での共食のみではなく、こども食堂や通いの場など地域での様々な共食の場での取組も進

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>ンラインや子ども食堂、職場等の場も活用するようにしてほしい。</p>	<p>むよう、第5次食育推進基本計画において、引き続き、共食を位置付けて支援等を実施してまいります。</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育にプレコンセプションケアを捻じ込むつもりのだが、やめてほしい。家族計画は個人の意思であり、政府が関与すべきものではない。</li> <li>・骨子案におけるプレコンセプションケアの記述を、WHOの定義に即して男女双方を包括するリプロダクティブ・ヘルスの枠組みに修正すべき。具体的には、「プレコンセプションケアの推進」の対象を性別で限定せず、若い世代全体の栄養改善と健康管理として位置づけ直すことが適切ではないか。</li> <li>・プレコンセプションケアは重要と考え、糖質よりもタンパク質脂質、ビタミンミネラルを優先的に摂取すべきと子供のうちから教育して欲しい。</li> </ul>	<p>国で進めているプレコンセプションケアは、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取り組みになります。個人の意思や多様な価値観が尊重されることが重要であるという前提のもと、若い世代の健康づくりや健全な食生活を支援する観点で、本計画において位置付けています。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭を軸に、習慣化するため、対象年齢を制限せず、子供、若い世代、親の世代、職場でもどの世代にも繰り返し食育に触れる機会を設けてほしいです。</li> </ul>	<p>食育の推進に当たって、家庭においては、基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、子供が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育んでいく基盤づくりを行っていくことが重要であり、年齢に応じて、学校や職場等の地域等において、適切に食育が実施されるよう図ってまいります。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食を前提とするのではなく、各人が空腹時に無理なく食事できる環境整備が重要である。特に妊娠期・産後では支援が必要なため、情報提供に加え、理想的な食事を実際に体験できる機会支援を増やしてほしい。</li> </ul>	<p>食生活の改善に当たっては、個人の意識だけでなく、無理なく食事ができる生活環境の整備が重要であると認識しています。</p> <p>本計画においても、妊娠期や子育て期を含む各ライフステージに応じた食育の推進を位置付けています。例えば、妊娠中や産後の望ましい食生活については、写真やイラストを用いてレシピ等を分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、周知啓発に取り組んでいます。引き続き、周知に努めてまいります。</p>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児を含む子供に対して、親が何を食べさせたらよいのか。気軽に学び知る機会が必要である。</li> </ul>	<p>乳幼児期を含むこどもの頃からの基本的な生活習慣の形成については重要であり、保護者がこどもの食生活について適切に判断できるよう、子育て支援や母子保健施策と連携しながら、食に関する情報提供や学習機会の充実を図ることが重要と考えています。また、保育所等においては、こどもの発達に応じた食育が推進されるよう、関係施策と連携しながら取り組んでまいります。</p>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女問わず、自ら食事を作ることが普通になるよう、幼児期から男女関係なく食に向き合うような教育の積み重ねが必要。</li> </ul>	<p>第5次食育推進基本計画において、調理に関する記載をしているとともに、乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージ等に応じて、切れ目のないよう食育を推進していくこと</p>

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
	など (同旨数件)	が重要と考えており、家庭や学校等での食育や「大人の食育」などを関係者と連携・協働しながら、推進してまいります。
2. 学校、保育所等における食育の推進		
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食でも共食を大切にする旨を入れてほしい、前向き給食・黙食を行うべきではないことを周知すべき。 など(同旨数件)</li> </ul>	<p>学校給食法第2条において、学校給食の目標として「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」が掲げられているところです。</p> <p>御指摘のいわゆる「黙食」については新型コロナウイルス感染症対応のため、緊急的に取られた措置であり、その後の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更や5類感染症への移行の際に、各教育委員会を通じて学校へ「黙食」は必要ない旨周知しております。</p> <p>現在、各学校における給食の喫食の在り方については、学校給食法の目標を踏まえ、それぞれの学校における状況に応じて、適切に判断いただく必要があると考えております。</p>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育の基本となるのが、「食に関する感謝の念と理解」と思い、まずは、学校教育で「いただきます」の意味を伝えることが大切ではないか。また、教育の中で、健康的な食生活や体験について盛り込むとともに、食のみではなく、広く健康に関して学べるとよい。 など (同旨数件)</li> </ul>	<p>学校や家庭、地域等が連携して、子供への食育を進めていくことが求められており、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることや、様々な体験活動等を通じて、自然の恩恵として命をいただくことや食べ物が食卓に届くまでの全ての人に感謝する気持ちを育むことは重要であるため、関連する分野と連携しながら、推進を図ってまいります。</p>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食の時間をしっかりと確保すべきではないか。 など (同旨数件)</li> </ul>	<p>文部科学省では、給食の時間の設定に当たっては、食に関する指導の時間も含め、ゆとりをもって当番活動や会食ができるよう時間の確保に努める必要がある旨、周知しているところです。</p>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食において、単なる給食ではなく、栄養素や農業等に関することを指導することにより、子供たちの食への興味を深めていくことが大切である。</li> </ul>	<p>これまでも栄養教諭を中核として、食に関する指導が推進されてきましたが、引き続き、子供たちへの食育の充実に向けて必要な取組を進めてまいります。</p>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食を食農教育の中核と位置づけ、栽培体験・生産者交流等を年3回以上実施すること。</li> </ul>	<p>学校給食は子供たちの食に関する正しい理解や適切な判断力を身につけるための「生きた教材」として重要な役割を果たすものと考えております。他方、体験活動をどのように実施するかについては、各学校において、教育目的や地域の実情等を踏まえ、適切に判断すべき事項であると考えております。</p>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機農産物を学校給食で推進するに当たって、有機農産物の教育的価値を明確に定義し、科学的な根拠のない文脈と切り分けることを記載してほしい。</li> </ul>	<p>「第3、2. 学校、保育所等における食育の推進(学校給食も活用した食に関する指導の充実)」等において、食料の安全保障や生産現場における環境負荷低減、生物多様性の保全、伝統的な食文化等に関する学びを含めた食に関する指導</p>

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーガニック給食や有機農産物を生きた教材として活用することの重要性を明記すべき。</li> <li>・有機野菜や有機農業を、学校給食を通じて学べる取り組みを推進する必要がある。</li> </ul> など (同旨数件)	の先進事例の創出とその周知を図る旨を記載しており、御意見も参考に組み込んでまいります。
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーガニック給食を推進することはとても有意義であり、導入すべき。</li> </ul> など (同旨約 10 件)	第 3、「2. 学校、保育所等における食育の推進」(学校給食も活用した食に関する指導の充実)において、学校給食に有機農産物を活用する意義や導入に向けた取組等を記載しており、本計画等に基づいた取組を推進してまいります。
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト増分を保護者の給食費に転嫁させないための公費負担スキームを制度として設計することを記載してほしい。</li> </ul>	学校給食法第 11 条及び同施行令において、食材費については保護者負担とされているところですが、自治体の判断により、保護者負担とされている食材費相当額について補助することは妨げられるものではありません。
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食は教育の一環であり、重視すべき。教育に関する予算を率先して立ててほしい。</li> </ul>	御意見は参考にさせていただきます。
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者と学校をつなぐ仕組み(物流・価格調整・契約支援)への財政的支援を位置付けてほしい。</li> </ul>	学校給食における地場産物・有機農産物の活用に向けて、学校現場と生産現場を繋ぐコーディネーターの配置等に対する支援にも活用いただける委託事業を文部科学省において実施しております。
31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機給食の実施に向け、自治体が取り組みやすいよう、有機食材導入に対する財政支援(価格差補填)、地域の有機農業者とのマッチング支援、調理現場への研修および設備支援の整備すること。</li> </ul>	学校給食へ有機農産物を導入しやすくするため、生産から消費まで地域ぐるみで有機農業に取り組む自治体を支援する中で、学校給食への試行的な導入への支援などを行っているほか、有機農産物の生産・流通コストの低減や生産性向上などの取組を支援しております。
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーガニック給食を全国的に普及させるための実効性のある施策を求めます。</li> </ul> など (同旨数件)	文部科学省としても学校給食において地場産物や有機農産物等を活用することは、児童生徒への食育の観点からも有効であると考えております。現在、学校現場と生産現場を繋ぐコーディネーターの配置等に対する支援を行う委託事業を実施しているところであり、引き続き、学校給食の充実に努めてまいります。
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食等においても、日本の伝統と国内生産者の利益を最優先し、特定の思想や外国勢力の圧力に屈しない計画を強く求める。</li> </ul>	御意見は参考にさせていただきます。
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農産物に係る指導と活用促進において、有機農法と慣行農法の違いを正しく伝えること。</li> <li>・有機農産物と認証を取得できない「自然農法」等は異なることを明記すべき。</li> </ul>	いただいた御意見を参考に、有機農業の栽培方法等に係るエビデンスをもった情報発信に努めてまいります。
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食等では、環境に配慮した農産物や伝統農産物を用いつつ、地産地消の割合を高めていくことが必要である。また、有機農業を推進す</li> </ul>	学校給食への地場産物や有機農産物の活用は、児童生徒への教育効果のほか、環境負荷の低減や地域の活性化など多様な効果が期待できます。生産者と学校側の双方の密接な連

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>る優れた自治体の取組を評価し、増やしていくことや、このような取組の結果として、住民や地域にも効果があることを示していくことも必要である。</p>	<p>携・協働や、オーガニックビレッジの先進事例の公表等、連携・協働するための取組等を推進してまいります。</p>
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本基本計画においても、食育の事例として、学校給食での、例えば、「国産小麦を活用したパン、麺などの粉食の普及」や「国産小麦を活用したパン、麺などの我が国の多様な食に触れる機会をつくる」というような観点や記載を入れてほしい。</li> <li>・学校給食に関する記載に、「国産小麦を活用したパン・麺」等の多様な主食の活用を明記すること。</li> </ul> <p>など（同旨約10件）</p>	<p>学校給食において、地場産物や国産食材等の活用を促進し、「生きた教材」として活用することは重要と考えています。また、「2. 学校、保育所等における食育の推進」（学校給食も活用した食に関する指導の充実）において児童生徒が国産小麦を活用したパン・麺等、多様な食に触れる機会にも配慮することも重要と考えており、その旨を位置付けています。</p>
37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食において、国産種子や国産資源で育てられた農産物を優先的に活用する「公共調達の基本」を策定してほしい。</li> <li>・学校給食の食材を、地産地消にして、これを法制化してはどうか。</li> <li>・学校給食は、添加物なしの無農薬な食材を使ったものにしてほしい。</li> </ul> <p>など（同旨約10件）</p>	<p>学校給食において、どのような食材を活用するかについては、学校給食実施者たる学校設置者において、文部科学省が示す学校給食実施基準や学校給食衛生管理基準、地域の実情等を踏まえ、適切に判断すべき事項と考えております。</p>
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供達には米や魚や貝類、海苔お味噌汁を積極的に取り入れた日本食を食べてほしい。</li> </ul> <p>など（同旨数件）</p>	<p>主食・主菜・副菜を組み合わせた食事などの栄養バランスに配慮した食生活を実践することが重要であり、ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶など多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践や、米飯給食の着実な実施を推進してまいります。</p>
39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食を「持続可能な農業の安定的な出口」と位置づけ、自治体が責任を持ってリジェネラティブな農産物を適正価格で買い取る体制を構築することで、生産現場の活性化と子どもの健康増進を同時に実現すべき。</li> </ul>	<p>学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、農作物の出口の1つにはなり得るものではありません。また、農業振興にも資する点もありますが、地域それぞれの特性に応じて、検討すべきものと考えております。</p>
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の名産品を活用した教育や給食を実施してほしい。</li> </ul>	<p>御指摘のような取組は、既に、各学校において地域の実情等を踏まえながら実施されております。</p>
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育を「知識」ではなく「体験」として位置づけ、給食を中心とした実践型教育の強化を位置付けてほしい。</li> </ul>	<p>食は観念的なものではなく、日々の食事等と結びついている極めて体験的なものである旨を位置付けています。体験活動を通じた学び等は重要であり、学校給食においても地場産物等を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用</p>

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
		を図るとともに、農林漁業体験を含む「農林漁業教育」の推進について計画に位置付けております。
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校において、単なる農業体験ではなく、土壌の再生や生物多様性の回復を目指す「リジェネラティブ農業（環境再生型農業）」を学ぶ機会を充実させてほしい。</li> <li>・有機農業や農薬の使用基準などについて学校で教えるべき。</li> <li>・食の指導に関して、ゲノム編集食物や遺伝子組み換え作物についても学ぶ機会を作るべき。</li> <li>・学校給食及び食に関する指導において、持続可能な農業生産の取組に関して、有機農産物に限定せずに、生産現場の実態を踏まえて、取り扱うべきである。</li> <li>・学校給食や食に関する指導において、有機農業のみを取り扱うのではなく、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物や持続可能な農業生産管理工程によって生産された農産物を並列して取り上げるなど、努力する生産者の取組への理解が進むようにしてほしい。</li> </ul> <p>など（同旨数件）</p>	御意見は参考にさせていただきます。
43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食育」で学ぶ具体的な内容として、「食と農と風土との一体性の学び」を重視し、この観点から栄養教諭等に対する農業現場の生産学習を必修とすることや、学校長・教頭およびほかの教員に対しても、「食農漁業教育」についての認識を高めるように生産学習を推奨する。</li> </ul>	子供の頃から、食や食を支える農業等への理解が重要であるため、「農林漁業教育」等の学校における食育を推進する旨を第5次食育推進基本計画に位置付けております。また、実施に当たって、校長や他の教職員への研修の充実等、学校関係者の意識を向上し、全教職員が連携・協働した食に関する指導体制を充実するための取組を促進してまいります。
44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校のカリキュラムの中に「食と農」をからめた学びの時間を設けることを求めます。</li> </ul>	食を支える農林漁業及び関連する産業の活動についての理解と関心を深めるための教育である「農林漁業教育」を位置付けており、推進してまいります。
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分達で育てた野菜を食したり、学校給食の食材生産者や調理師さんとの直接交流も学校教育の一環として取り入れて欲しいです</li> </ul>	食育の推進に当たっては、子供たちの基本的な生活習慣への意識を高め、子供たちが生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育んでいくための基盤づくりを行うことが重要であり、発達段階に応じて、学校や職場、地域等において、適切に食育が実施されるよう図ってまいります。
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業体験教育の充実に当たって、体験の格差がないよう留意すること、また教員の過剰負担を避けるように地域の農家などからの協力を得られるようにすること。</li> <li>・学校教員では、食育に関しての知識が不足し負</li> </ul>	第3、「2. 学校、保育所等における食育の推進」（「農林漁業教育」の実践）において、「指導の充実に向けて、食育の体系的な整理や栄養教諭をはじめとする教員研修の充実、農政部局や関連団体と学校・教育委員会との連携により、学校教育を理解し、円滑に協力できる農林漁業者等の地域人材の掘

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>担増になる可能性もあるため、地域の食育を推進する市民活動団体や市職員の方達とも連携をとり、より多くの農に関わる大人に係るようにしてほしい。</p> <p>など (同旨数件)</p>	<p>り起こし・活用等を進める。」ことを位置付けております。御意見も参考に取り組みでまいります。</p>
47	<p>・生産現場の実態を子どもたちに自分ごとのように理解させるためには、学校給食との連携が不可欠のため、農林漁業教育において、「学校給食」に一言も触れていないのは不適切であると思う。</p>	<p>第1、重点事項(1)学校等での食や農に関する学びの充実や第2、「2. 学校、保育所等における食育の推進」、(学校給食も活用した食に関する指導の充実)において、学校給食において地場産物等を活用する旨は位置付けております。</p>
48	<p>・小中学校で家庭科として行うべきこととだと思ふ。</p> <p>・学校教育における食育の推進において、家庭科が中核的な役割を果たしていることを明確に位置づけていただきたい。</p> <p>など (同旨約20件)</p>	<p>学校における食育は、学校給食法第10条に基づく食に関する指導の全体計画と関連付けながら、児童生徒の発達段階や各教科等の特質等に応じて組織的、効果的に行うものと考えております。また、家庭科においても、例えば、小学校学習指導要領で「食事の役割」、「調理の基礎」、「栄養を考えた食事」について知識及び技能を身につけるよう指導することとしており、食に関する指導の全体計画にも適切に位置づけ、他の教科等とも連携しながら取り組む必要があると考えております。</p>
49	<p>・第4次同計画においては、「学校においては、体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動はもとより、それ以外の各教科等においてそれぞれの特質に応じ、(中略)学校教育活動全体を通じて主体的に行動できる子供を育成するための食育を組織的・計画的に推進する。」と教科名等を明記して記載されており、引き続き、教科との連携を図って行うことを明記すべき。</p> <p>など (同旨数件)</p>	<p>第5次食育推進基本計画においても、引き続き、「学校においては、体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動はもとより、それ以外の各教科等においてそれぞれの特質に応じ、学習指導要領や本計画に基づき、学校教育活動全体を通じて主体的に行動できる子供を育成するための食育を組織的・計画的に推進する。」を位置付けております。</p>
50	<p>・里山、里海、里川の生態系を学び、季節の移ろいを感じる感性を磨いて農家さんを訪問し、田んぼの生き物観察をしたり、冬みずたんぼを見に行ったり郷土料理や伝統食を教わるような体験を学校の授業などで計画してほしい。</p>	<p>御指摘のような取組は、既に、各学校において地域の実情等を踏まえながら実施されております。</p>
51	<p>・農林漁業体験を小学校の必修科目にすべきではないか。</p>	<p>御意見は参考にさせていただきます</p>
52	<p>・農薬は神経毒です。食べ物を食べていて病気になる子供達を見てもみぬふりは出来ません。ホルモン剤なども気にはなりますがまず農薬を少しでも減らす工夫を始めていきましょう。</p>	<p>御意見は参考にさせていただきます。</p>

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
53	<p>・食品ロスに関して、子どもの時代の教育、食育の意義は大きく、生産現場での自然の恩恵や農産物に関する教育から行うべきではないか。</p>	<p>学校給食法における学校給食の目標として、生命及び自然を尊重する精神や、環境の保全に寄与する態度の養成を掲げており、食品ロスの視点も含めた感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育むことについては、学校給食の時間はもとより、社会科、家庭科等の関連教科との連携を図りながら指導されています。</p>
54	<p>・保育所・幼稚園に配置される栄養士・管理栄養士がもっと増え、かつ食育指導を行うことができるよう、国計画による支援をしてほしい。</p>	<p>就学前のこどもに対する食育は、生涯にわたる健康づくりの基盤として重要であると認識しています。</p> <p>本計画においても保育所等における食育の推進を位置付けており、栄養士等と連携した取組が重要であると考えています。</p>
55	<p>・我が国は、子供ファーストとして、こども家庭庁を設置し、子育て施策・予算の拡充に取り組んでいるのに、保育所やこども家庭センター等で食の学びや歯の健康などの取組に何か効果的な施策や予算は講じないのか。</p>	<p>就学前のこどもに対する食育については、味覚の形成等の観点から重要であると認識しており、第5次食育推進基本計画においても保育所等における食育の推進を位置付けています。</p> <p>第5次食育推進基本計画の推進に当たっては、施策の実施状況や課題を適切に把握しながら、関係機関と連携して取組を進めることが重要と考えています。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、実効性のある体制の確保に努めてまいります。</p>
<b>3. 地域における食育の推進</b>		
56	<p>・健康に配慮された食事を選択しやすくするとともに、選択に資するために、環境負荷や栄養価が分かるように示してほしい。</p>	<p>第3、「3. 地域における食育の推進」（健康寿命の延伸につながる食育の推進）において、外食や中食でも健康に資する食事の選択がしやすい食環境の整備のための周知や、「5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等」（環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進）において、環境負荷低減の「見える化」、「7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進」（食品表示の理解促進）において、「日本版包装前面栄養表示」の周知や普及啓発に取り組む旨を記載しており、御意見も参考に取り組んでまいります。</p>
57	<p>・食育ガイド等の活用促進の際に、環境負荷低減に関する事項も含めて、普及啓発してほしい。</p>	<p>「食育ガイド」や「食事バランスガイド」、「食生活指針」等について、食を取り巻く環境や現代の食生活の課題の変化等も踏まえて、普及啓発に努めてまいります。また、令和3、4年度には、「環境の視点を入れたフードガイド策定に向けたワーキンググループ」を設置し、「私たちと地球の未来につながる食生活 4つのポイント」を取りまとめており、必要に応じて、このポイント等も活用を図ってまいります。</p>
58	<p>・貧困世帯への対策は、食育とは切り分けた福祉</p>	<p>第3、「3. 地域における食育の推進」、(貧困等の状況にあ</p>

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
59	政策として設計すべき。こども食堂等の民間活動への依存を前提とせず、公的な食料アクセス保障の仕組みとの連携を明記することが必要ではないか。 など（同旨数件）	る子供に対する食育の推進）において、貧困の状況にある子供等への食育の推進等に関する取組等を記載しており、関連する分野と連携を図りながら、取組を進めてまいります。
60	・子供のいる家庭での大人世代の職や農に対する認識を正しいものにしなければ、健全な食育は進まないのではないかと。その意味で、「大人の食育」の意義は大変重要である。誤った情報等が広まっているが、正しい学ぶことが進めてほしい。	食や農林漁業をめぐる諸課題や食育の意義・必要性等について、国民の理解増進を図ることは、全国において継続的に食育推進活動を展開する上で重要と考えております。そのため、大人世代をはじめとした幅広い世代において、科学的知見等に基づく正確な情報を、効果的に情報提供してまいります。
61	・子ども達がカロリーは足りていても栄養のない質的栄養失調で、不調や病気が増えている。大人が今こそ食育の重要性を再認識し学び直し、子ども達を守る必要がある。	生涯を通じた食育の推進により、健全な食生活を実践できる人間を育てることが重要であり、第5次食育推進基本計画において、「大人の食育」等を位置付けており、食や農林漁業への理解醸成と行動変容を促すとともに、「大人の食育」の一環として保護者への食育の取組と相まって推進を図ってまいります。
62	・「大人の食育」の具体化が必要。管理栄養士などの人材を活用しつつ、未病人にある人々へのアプローチが重要ではないか。	「大人の食育」については、食品事業者等による食育活動や、食生活の改善につながる商品の展開を推進するとともに、官民の幅広い連携・協働による新たな取組の展開等を促進する「官民連携食育プラットフォーム」の推進や、「食育実践優良法人顕彰」等による職場における従業員等への食育活動等の大人の消費者の行動変容を促す取組の推進を図ってまいります。また、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸等を図るため、管理栄養士などの専門的知識を有する人材が果たす役割は重要であり、養成を図るとともに、多面的な活動が推進されるよう取り組んでまいります。
63	・「大人の食育」の推進について、関係主体の取組の実効性を高めるために、健康経営の取組との連携や、優良事例の横展開等を記載してほしい。	第3、「3. 地域における食育」（職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進）において、健康経営や食育実践優良法人顕彰の取組やその横展開を図る旨を記載しており、これらを通じて、「大人の食育」を推進してまいります。
64	・大人の食育の「大人」の定義を明確にすべきである。成人の18歳以上か。	「大人の食育」は大人世代の食習慣等の乱れが見られることから、食や農林漁業への理解情勢と行動変容を促すものであり、成年に達した者を対象とすることが基本となりますが、多様なライフステージやライフスタイル等に応じた適切な食育の取組を推進してまいります。
65	・大学生や新社会人が、自分の食生活の管理をすることがままならない状況であり、調理実習等の食育を実施することが必要ではないか。	若い世代は、進学や就職などのライフイベントを機に生活リズム等が変わり、食生活の乱れが生じやすいことも考えられます。そのため、大学や企業等とも連携を図りながら、食と健康、食の生産現場に関する多様な学びを提供する取組を促進してまいります。

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入社員研修や管理職研修に食育を盛り込むことが必要ではないか。また、大人にも農業体験が必要であるため、社員研修で農業体験を入れることも必要と考える。</li> </ul>	<p>「大人の食育」は、官民の幅広い連携・協働の取組等を通じて推進することが必要であり、職場における従業員等への食育を推進する旨も位置付けており、御意見も参考にして、企業の優良な取組の横展開を図ってまいります。</p>
67	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の様に、農業を行う場合、有給ではなく特別にお休み（農業休暇）を設けることも検討頂きたい。</li> </ul>	<p>御意見は参考にさせていただきます。</p>
68	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者をはじめとする大人世代に対し、安さや利便性だけでなく、農薬や化学肥料が環境や健康に与える影響、また汚泥肥料のリスクなどについての正しい情報提供や、持続可能な農業を支援につながる製品の選択に向けた取組を強化してほしい。</li> </ul>	<p>生産者と消費者が直接つながる取組、環境負荷低減の取組の「見える化」等の推進を通じて、消費者の関心や理解を深め、食料の持続的な供給に寄与する食品の選択等の行動変容を促してまいります。</p>
4. 食育推進運動の展開		
69	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を活用した情報提供や行動変容に向けた支援等を記載してほしい。</li> </ul>	<p>第3、「4. 食育推進運動の展開」（デジタル技術を活用した食育の推進）において、オンラインでの食育の展開や、アプリ等の情報提供を行い、国民の行動変容を促す旨を記載しています。</p>
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の「見える化」は具体的に誰に何を見えるように整理することや、市町村ごとの取組状況をランキング化やマップ形式で表示するなどをしているかどうか。</li> </ul>	<p>第3、「4. 食育推進運動の展開」（食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立）において、地方公共団体等の取組が促進させるよう、市町村別の食育の取組状況の見える化を実施する旨を記載しており、いただいた御意見も参考に「見える化」を図ってまいります。</p>
71	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代を重点対象にしているが、従来型の情報提供や普及啓発に留まらず、適切なタイミングで情報を届けるなどアプローチの最適化をしてほしい。</li> </ul>	<p>第3、「4. 食育推進運動の展開」において、自ら食育に関する活動を実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を提示するなど効果的な情報提供の実施する旨を記載しているほか、国民の行動変容を促すために、個人が手軽に使える食育に関するアプリ等の情報提供の実施等、デジタル技術も活用しながら食育を推進することを位置付けています。いただいた御意見も参考に推進してまいります。</p>
72	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育に関心のある人たちの市民運動への支援や各市町村との協働など、なるべく身近で距離の近い関係で携わり、地域に合った多様な活動が活発になることを望みます。</li> </ul>	<p>第5次食育推進基本計画に基づき、地域の特性等も踏まえながら、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進してまいります。</p>
73	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアが活動をしないといけない状況になっているのは政府の責任ではないか。ボランティアに丸投げしないでほしい。</li> <li>・ボランティアの担い手の確保や継続性のために、ボランティアという表現を見直すことや、社会的価値に見合った対価が支払われるべきで</li> </ul>	<p>食育を国民運動として推進する上で、食生活の改善等のために全国各地で国民の生活に密着した活動に携わるボランティアが果たしている役割は重要と考えております。そのため、ボランティア等の食育関係者が自発的に行う活動が全国で展開されるよう、政府としても食育に関する民間資格を有する者等の活用や活動に対する必要な支援等を図ってまいり</p>

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
	はないか。	ます。
74	<p>・官製アプリが効果を出したことはないと思うが、特定の企業への利益誘導ではないのか。未成年者を含めた国民の 個人情報・生体情報・プライバシーの 流出・侵害に繋がるのではないか。アプリへの誘導や、AI の使用は、やめてほしい。</p>	<p>御意見は参考にさせていただきます。</p>
75	<p>・デジタル食育について、食育目的で収集されるライフログデータの保護範囲を明確化し、「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（令和 3 年公表、令和 5 年最終改正）との整合を図ること。第二に、国が利用を推奨するアプリに対しては、データの二次利用制限やオプトイン原則の遵守を求める基準を設けること。</p>	<p>国民の行動変容を促すために、個人が手軽に使える食育に関するアプリ等の情報提供の実施等、デジタル技術も活用しながら食育を推進することを位置付けていますが、個人情報等を積極的に収集することは考えておりませんが、個人情報の取扱いについては、政府の方針に沿って実施するよういたします。</p>
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等		
76	<p>・農林漁業体験は重要であり、取組の効果を高めるため、生産者と消費者の交流機会の促進や情報発信の工夫等を記載してほしい。</p>	<p>第 3、「5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等」（都市と農山漁村の共生と交流の促進）において、生産者と消費者が直接つながる取組を推進する旨を記載しているほか、（農林漁業者等による食育の推進）において、消費者の農林漁業体験への参加を促進するため、地域性を考慮の上、必要な情報提供を行う旨を記載しています。</p>
77	<p>・農林漁業体験を経験した人が減っていることは問題であり、増やすための施策が必要である。</p>	<p>農林漁業体験への消費者の参加を促進するため、それぞれの地域の特性を考慮の上、全国の農林漁業体験に関する情報の取りまとめや発信等、必要な情報提供を行うほか、学校における農林漁業体験についても促進を図ってまいります。</p>
78	<p>・「持続的な供給に資する物の選択」に向けて、「見える化」ラベルの標準化や、経済的インセンティブの導入検討などの情報基盤の整備が必要ではないか。</p>	<p>「持続的な供給に資する物の選択」に向けて、どこに重点を置くかは、消費者それぞれの価値観や経済状況によって異なるものであることから、行政として一律の基準や行動を求めるものではなく、商品やラベル表示などを選択の材料として、最終的には消費者一人ひとりの主体的な選択できる環境づくりが重要であると考えます。例えば、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達推進に関する基本方針において、国等の庁舎における食堂での調達基準に環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物を位置づけたところです。今後も公共調達の推進等の制度設計を図るとともに、「見える化」の推進等による消費者の行動変容を促してまいります。</p>
79	<p>・本計画においては、環境配慮型の食品選択に関</p>	<p>食や農林漁業への関心や理解を深め、行動変容を促す観点</p>

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>する目標を実効性のあるものとするために、①学校給食や地域の食環境における選択のしやすさの向上、②外食・中食を含めた地域全体での取組の強化、③食事バランスガイド等の既存ツールの一貫した活用、を一体的に推進することを強く求める。</p>	<p>からも食育の推進が重要と考えています。</p> <p>このため、学校や企業、地域等の多様な関係者と連携・協働しながら、食育を推進し、学校給食における地場産物や有機農産物の活用促進や企業と連携した「大人の食育」の推進等により、地域全体の取組を進めるとともに、食事バランスガイドをはじめとした既存の資料も活用した普及啓発等を推進してまいります。</p>
80	<p>・地産地消を一步進め、「地域内での資材循環」の推進や外国産資材に依存しない持続可能な農業を営む農家を、地域住民が買い支える仕組み（CSA：地域支援型農業など）への支援をしてほしい。</p>	<p>CSA（地域支援型農業）は、生産者と消費者が連携し、前払いによる農産物の契約を通じて相互に支え合う仕組みであると認識しております。</p> <p>農林水産省におきましては、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費する「地産地消」を推進するため、生産者と消費者との結び付きを強める直売所等において、多様な品目の生産・供給体制の構築、加工品の開発等を図るといった、地域の特性に応じた取組を支援してまいります。</p>
81	<p>・子どもだけでなく大人への食育が必要。また生産現場から離れている首都圏住民が農に親しむことができるよう、地域の公園や緑道を利用したアーバンファームの推進を後押しするような施策を進めてほしい。</p>	<p>子供のみではなく、大人への食育も重要と考えており、農林漁業体験等の体験活動へ消費者の参加を促進するために、都市部や地方部などの地域の特性も考慮の上、情報発信等を図ってまいります。</p> <p>また、都市住民に対する身近な農業体験・交流の場として、都市部の空閑地等を利用した農的空間の推進も重要と考えており、引き続き支援を行ってまいります。</p>
82	<p>・都市部と農山漁村の交流を促進する際、効率的な促進のために、両者がなんらかの関連があることを示すべき。</p>	<p>産直活動は、生産者と消費者が直接つながり、中間業者を通さずに農産物や食品をやりとりする取組であり、現状においても、直売所における売買のほか、消費者組織が農家と契約して食品を配送したり、ネットを介して宅配されたりするなど多様な形態が存在します。こうした多様性が魅力であり、様々な形で都市と農山漁村が結びつくものと考えております。</p>
83	<p>・地産地消に関して、地域循環共生圏の考え方も取り入れて、親しみのある商品の選択を促すなど、効率的な推進をしてほしい。</p>	<p>地産地消は、生産者と消費者との結び付きの強化、国産農産物の消費拡大、環境への負荷の低減等に寄与するものであり、地域循環共生圏の概念も含まれると考えられます。消費者が安心して地域の魅力ある農林水産物を選択し、豊かな食生活が実現できるよう、地域の特性に応じた地産地消が推進されることが重要と認識しております。</p>
84	<p>・農林漁業体験について、単に体験ではなく、食料の確保について自分ごとにするためには、野菜づくり、米作りの全体を知っておくのが良いと思います。都市部でも耕作放棄された田畑が</p>	<p>農林漁業体験等の体験活動へ消費者の参加を促進するために、地域の特性も考慮の上、情報発信等を実施する旨を位置付けており、消費者のニーズも捉えながら、多様な情報発信等の実施を図ってまいります。</p>

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>どんどん宅地などに変わっているため、市民農園のような形で利用しやすくするような政策を望みます。</p>	<p>また、都市住民に対する身近な農業体験・交流の場として、都市部の空閑地等を利用した農的空間の推進も重要と考えており、引き続き支援を行ってまいります。</p>
85	<p>・農林漁業体験に関して、教育現場と生産者をつなぐ仕組みができればよい。また、体験は原則として対話とリアルな体験が望ましく、地域の特性も活かしながら実施してほしい。</p>	<p>・農林漁業体験等の食育を通じて、食や農林水産業への関心や理解を深めていくことは重要と考えております。実施に当たっては、地域の特性や実施手法等も考慮に入れつつ、多様な関係者が連携・協働することが必要であり、そのために、地域の人材や食育に関する民間資格を有する者等の活用を進めてまいります。</p>
86	<p>・食料安全保障の確保を図るために、食育としても、まずは食料の持続的確保について、消費者を含む全てのフードチェーン関係者が認識する必要がある。食育の中でも環境や安全に配慮した GAP の取組を取り上げるなど、食料安全保障への理解を深めるよう推進してほしい。</p>	<p>食や農林漁業を取り巻く状況の変化等を踏まえて、食料安全保障の確保にも資するよう、農林水産業の生産現場などに対する消費者の関心や理解を深め、行動変容を促す観点からも、食育を推進することは重要と考えています。そのため、農林漁業体験をはじめとする生産者と消費者が直接つながる取組等を推進するとともに、官民が連携の幅広い連携・協働による取組の展開等を通じて、消費者や食に関わる幅広い人々の理解醸成や行動変容を促してまいります。</p> <p>また、農業生産工程管理（GAP）は持続可能な食料生産に資するものと考えております。</p> <p>なお、持続可能な農業生産に資する「国際水準 GAP」の取組を拡大するためには、農業者による国際水準 GAP の取組が実需者や消費者からも評価されることが重要です。このため、農林水産省では、GAP 認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAP パートナー」として募集し、ウェブサイト上で公表しているほか、国際水準 GAP と SDGs の各ゴールとの対応関係を整理して公表するなど、GAP の普及推進に向けた関連情報の発信を積極的に行っており、引き続き GAP の認知度向上に取り組んでまいります。</p>
87	<p>・有機農業を普及させるために JAS 法の改善をしてほしい。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、有機 JAS の信頼性を確保しつつ、認証を取得しやすい環境づくりの検討など、引き続き有機農業の普及に向けて取り組んでまいります。</p>
88	<p>・オーガニックビレッジ・オーガニック給食を広げていく上で正しい理解が有機農業への応援になると考えており、これに対する理解醸成・広報は何か取り組まないのでしょうか、</p>	<p>いただいたご意見を参考に、エビデンスを伴った有機農業の意義・特徴の訴求に向けた情報発信等を通じて理解醸成を図ってまいります。</p>
89	<p>・有機給食は、対象を子どもに限定せず、高齢者施設や公共施設へ段階的に拡大すること</p>	<p>有機農産物の生産・流通コストの低減や生産性向上などの取組の支援により有機農産物を導入しやすい環境整備を図ってまいります。</p>
90	<p>・食は、人の土台になるものであり、その土地で作られたものをその土地の人が食べる環境を整</p>	<p>国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費する「地産地消」は、生産者と消費者との結</p>

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>えてほしい。また誰がどのような気持ちで作っているのかを知り、顔の見える食を大切にしてほしい。人にも環境にも優しい栽培方法で作られた食を大切にしてほしい。</p>	<p>び付きの強化、国産農産物の消費拡大、環境への負荷の低減等に寄与するものであり、農林水産省としても重要であると認識しております。</p> <p>そのため、豊かな食生活が実現できるよう消費者が安心して地域の魅力ある農林水産物を選択できる直売所等の施設整備を支援するなど、生産者と消費者を結びつける施策を推進しております。</p>
91	<p>・有機農業に加えて、多様な持続可能性への取組についても記載し、学校給食や食育現場において普及を促進する内容とすることを要望する</p>	<p>「5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等」（環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進）において、環境負荷低減の取組の「見える化」やエシカル消費等を推進する旨を記載しており、有機農業に限らず多様な持続可能な食料生産の取組に係る食育を推進してまいります。</p>
92	<p>・有機栽培や環境に配慮した食品等の選択を促すために、その理由を理解してもらうことが必要。生物多様性や生態系サービスなどが食、農林漁業を支えていることを示してほしい。</p> <p>など（同旨約10件）</p>	<p>農林水産業は、気候の安定、水の浄化、受粉、病害虫の天敵、土壌形成、光合成や栄養循環などの生物多様性から得られる様々な生態系サービスに支えられており、第5次食育推進基本計画では、第3、「5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等」（環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進）において、有機農業をはじめとした持続可能な農業生産や持続可能な水産資源管理等、生物多様性と自然の物質循環を健全に維持し、自然資本を管理し、又は増大させる取組に関して、国民の理解と関心の増進のため普及啓発を行う。」を位置付けています。</p> <p>具体的には、有機農業の推進や消費者の環境に配慮した農林水産物・食品の選択や理解に向けた情報発信、理解醸成の取組によって、食や農林漁業が生物多様性や生態系サービスによって支えられていることを学ぶ機会を設けて参ります。</p>
93	<p>・「フードテックの理解推進」を5次計画に記載してよいか検討してほしい。</p>	<p>フードテックの取組は、食に関する技術を活用して、気候変動や多様化する食の需要に対応し、持続可能な食料システムの実現に貢献しようとするものです。フードテックの推進に当たり、消費者の皆様の理解を得ていくことは非常に重要であり、その観点から、実際の施策展開に当たっては、科学的知見に基づいた適切な情報提供に努めてまいります。</p>
6. 食文化の継承のための活動への支援等		
94	<p>・「和食」にふさわしい農林水産物の生産体制を整えること。形は「和食」でも、日本産の原材料がほとんどないのではその名に値しない。</p>	<p>御意見は参考にさせていただきます。</p>
95	<p>・旬を意識した食を宣伝することで、伝統的な和食文化を伝えられるのではないかな。</p>	<p>御意見は参考にさせていただきます。</p>

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進		
96	・食育を通して栄養素のことや消費期限や食材の扱い方などの自分が安全に食事をするための知識を身につけることができたと考えている。	引き続き、食品の安全性や栄養等に関して、食育を通じて、理解や実践につながられるよう推進してまいります。
97	・ラウンドアップなどの除草剤をホームセンターなどで売れないようにして下さい。除草剤は農薬を購入する時と同じよう特定の手続きを踏んでから購入できるようにして下さい。遺伝子組換え食品が入っている可能性があるものを給食に出さないでください。	御意見は参考にさせていただきます。
98	・加工食品には、どんな添加物が入っているのか、食品表示の部分の読み方、どういう添加物が危険であり、摂取が増えることで、身体が不調を招くのか、そのようなことを食育の中でしっかりと教えるべきと考える。	食品の安全性について、科学的根拠に基づく正確かつ分かりやすい情報の発信を図ってまいります。また、食品表示の理解促進に関する取組等の推進を図ってまいります。
99	・食品の添加物に対する教育が大事だと思う。	食品の安全性について、科学的根拠に基づく正確かつ分かりやすい情報の発信を図ってまいります。
その他全般		
100	・国民への指導より、政府として食の基盤を立て直す方針を示してほしい。	御意見は参考にさせていただきます。
101	・意見公募が形式的な手続きにとどまらず、実質的な議論につながるものとするためにも、計画目的との整合性、施策間の位置づけ、検討過程の整理について、意見募集の前の段階でより丁寧を示されることを検討してほしい。	第5次食育推進基本計画の作成に向けて、食育推進評価専門委員会にて、議論を実施しており、その資料や議事録は公表してまいりました。いただいた御意見は次回改正の際の参考にさせていただきます。
102	・農業政策の在り方を明示すべきではないか。	第5次食育推進基本計画は、食育に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために作成するものとなります。食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために作成している食料・農業・農村基本計画等に基づく施策等とも連携しながら、食育の推進を図ってまいります。
103	・家庭や園・学校、地域役職者や団体の努力の強調にしか見えません。	御意見は参考にさせていただきます。
104	・民間団体等の連携・協働に当たっては、事業の健全性を保つため、事業の実施主体においては連携・協働する団体について積極的に情報を取り、その適格性を客観的に判断することが求められます。	行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進することとしており、適切に連携・協働が図られるよう努めてまいります。また、それぞれの事業の実施に当たっては、適切に交付団体等を選定していると承知しております。
105	・「腹がいっぱいなら、なんとかなる」。この精神	御意見は参考にさせていただきます。

番号	意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>を次世代に繋ぐことこそが、今、国がなすべき食育の最大の使命です。地域に根ざした「当たり前」の自給体制を取り戻し、国民の生存能力を高める計画の策定を強く要望いたします。</p>	
106	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料安全保障の理念の下で、食への権利を確保することを明記すべき。</li> </ul>	<p>御意見は参考にさせていただき、食育基本法の改正も踏まえて、食料安全保障の確保にも資する食育を推進してまいります。</p>
107	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の策定に当たって、パブリックコメントは任意のものであるが、近々、食育基本法の改正が予定されている。その場合、改正後の法に基づき、5次計画は定められるため、その際、改めて骨子又は本文のパブリックコメントを行うべきと考えますがどうか。</li> </ul>	<p>第5次食育推進基本計画の作成に向けては、骨子案において、令和8年4月9日から29日までの期間、パブリックコメントを実施しました。食育基本法の改正に関する議論の状況も踏まえたものであるため、追加のパブリックコメントは行いませんでした。</p>
108	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「将来の食糧確保」について格別の配慮と検討をしてほしい。</li> </ul>	<p>一昨年に食料・農業・農村基本法を改正し、(1)「食料安全保障の確保」を基本理念の柱として位置付けたところです。今後とも、①国内農業生産の拡大を図ることを基本とするとともに、これと併せて、②安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることを通じ、食料の安定供給に向けて取り組んでまいります。</p>
109	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価高の中で国民が最低限必要な栄養素（タンパク質等）を安価に、確実に摂取できる「環境整備」を最優先すべきである。</li> </ul>	<p>御意見は参考にさせていただきます。</p>
110	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計を圧迫する食品価格の上昇に対し、インフラとしての「食」を守る具体的な実行計画を求める。「できない理由」を並べて国民の自助努力に丸投げするような計画は、基本計画の名に値しない。</li> </ul>	<p>御意見は参考にさせていただきます。</p>